

部局名:医療保健部

令和3年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	三重とこわか健康推進事業費	31,219	1
2	地域自殺対策緊急強化事業費	20,470	4
合 計		51,689	

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 医療保健部 健康推進課

事業概要

細事業名	三重とこわか健康推進事業					区分	継続 一部新規	
施策	124	健康づくりの推進						
基本事業	12401	健康づくり・生活習慣病予防活動の推進						
根拠 (法令等)	○健康増進法 ○三重県健康づくり推進条例 ○三重県健康づくり基本計画（平成25～令和4年度）							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額		23,130千円					
	決算額	2,050千円						
事業の目的	少子高齢化が進み、生産年齢人口の割合が減少する中、企業、関係機関・団体、市町等とより一層連携し、健康寿命の延伸による多くの世代が健やかで充実した生活を送りつつ活躍できる社会の創出や、働く人が1日の多くの時間を過ごす場所である職場での健康づくりを進めることで「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現をめざします。							
事業目標	企業、関係機関・団体、市町等と連携し、社会全体で県民が主体的に取り組む健康づくりの支援や企業における健康経営の推進など環境づくりを進めることにより、「健康寿命の延伸」及び「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」を図ります。							
前年度からの変更点	令和2年度のウェアラブル端末等を活用した実証事業で得られたエビデンスに基づくDXを活用した健康づくりに取り組みます。							
事業の必要性と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 「第9回みえ県民意識調査」（令和元年度）において、2年連続して幸福感を判断する際に重視する事項として、「健康状況」が1位となっています。また、健康づくりに取り組んでいる県民の割合は、53.3%と半数を超えたばかりであり、引き続き、社会環境づくりの取組を進めることにより、健康づくりに取り組む県民を増加させていきます。 新型コロナウイルスの影響により生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れ等、心身への影響が生じたり、医療機関や定期健診の受診を控える傾向が見られます。一方、健康への関心が高まり、新型コロナウイルスの重症化予防や健康づくり推進の重要性が再認識されるとともに、健康経営に取り組んでいた企業はその取組により新型コロナウイルスへの対応において良い影響（ヘルスリテラシー向上による従業員の自発的な健康管理、アプリなど遠隔で従業員に対する施策を行う体制等）があったことがわかってきていることから、「新しい生活様式」に対応した健康づくりの取組をより一層推進します。 							

取組詳細

取組概要	「オール三重」で健康づくりに取り組む社会環境づくり（三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）、三重とこわか健康マイレージ事業、三重とこわか県民健康会議）に、令和2年度実証事業で得られたエビデンスに基づくDXを取り入れ、発展的に継続することで、取組を加速させていきます。
------	---

三重とこわか健康推進事業

31,219千円（うち県費25,719千円）

1. 三重とこわか健康経営推進事業

10,000千円（うち県費5,000千円）

多くの人々が一日の大半を過ごす職場での健康づくりに取り組むため、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度及び「三重とこわか健康経営大賞」により、企業における主体的な健康経営の取組を促進します。

さらに、「新しい生活様式」に対応した企業の健康づくりの取組を促すため、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定企業に対する「三重とこわか健康経営促進補助金」の補助対象経費の見直しを行い、テクノロジーを活用した令和2年度実証事業で得られたエビデンスを情報提供するとともに、「DXを取り入れた健康づくりの取組」に要する経費の1/2を補助します（1企業あたりの上限額：500千円）。



2. DXを取り入れた健康マイレージモデル創出事業

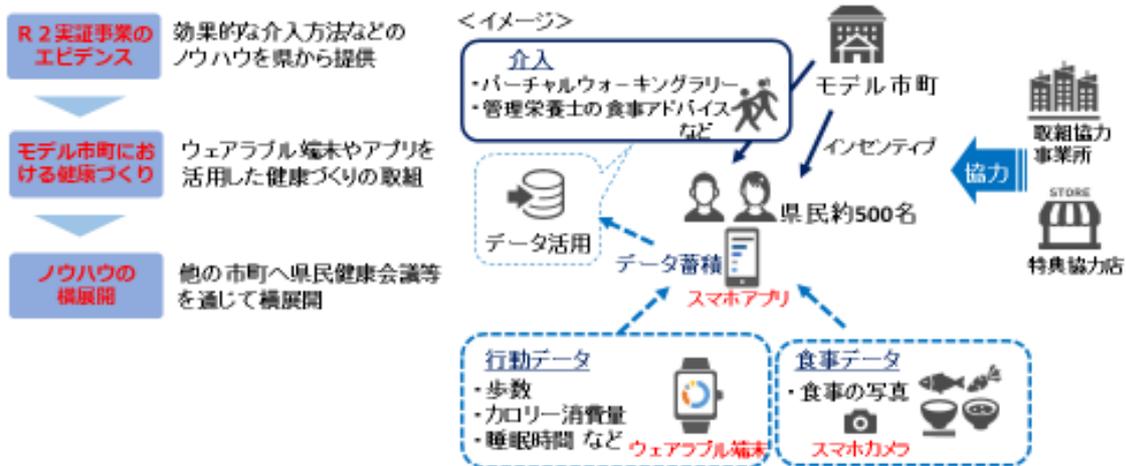
21,219千円（うち県費20,719千円）

県民一人ひとりが生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市町や企業と連携し、社会全体でその動機づけと継続を支えるための環境づくりに取り組みます。

さらに、生活習慣病対策等の健康づくりに取り組む必要性の高い市町において、令和2年度実証事業で得られたエビデンスに基づいて、ウェアラブル端末やアプリを活用した取組の実施を支援するとともに、DXを取り入れた「三重とこわか健康マイレージ事業」のモデルを創ります。

運動や就寝の際も身に着けることができるウェアラブル端末を活用することで、行動データ（消費カロリー、歩数、心拍数、睡眠時間等）を正確に見える化して参加者の取組意欲の向上を図り、そのうえで介入を行うことで、効果的かつ主体的な行動変容を促します。

DXを取り入れた三重とこわか健康マイレージ事業のモデル創出



[実績等]

① 三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）認定企業数

年度	令和2年度	令和3年度
認定企業数	127	

② 三重とこわか健康経営大賞受賞企業数

年度	令和2年度	令和3年度
受賞企業数	6	

③ 三重とこわか健康経営促進補助金交付企業数

年度	令和2年度	令和3年度
交付企業数	20	

④ 令和2年度ウェアラブル端末等を活用した実証事業（※現在実施中）

実施期間：令和2年11月から令和3年1月

対象者：企業の従業員200名及び大学生50名

事業概要：ウェアラブル端末を装着した対象者から、日々の歩数データや意識調査データ等を収集し、期間中に実施する様々な介入の効果を分析することで、効果的な生活習慣病対策の取組に向けたエビデンスを構築する。

[財源負担割合] 県 10/10、国 1/2 県 1/2

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 医療保健部 健康推進課

事業概要

細事業名	地域自殺対策緊急強化事業費					区分	継続 一部新規	
施策	131	地域福祉の推進						
基本事業	13102	生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり						
根拠 (法令等)	・自殺対策基本法 ・自殺総合対策大綱 ・第3次三重県自殺対策行動計画							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額		43,827千円					
	決算額	25,335千円						
事業の目的	県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、うつ・自殺対策を推進します。							
事業目標	第3次三重県自殺対策行動計画に基づき自殺対策を推進することで、三重県における自殺者数の減少をめざします。 ●地域自殺・うつ対策ネットワークを活用し地域の特性に応じた自殺対策を推進します。 ●自殺のハイリスク者への支援を行います。 ●相談窓口担当者等自殺対策を担う人材を育成します。 ●自殺と関連が強い、うつ病の予防対策を行います。							
前年度からの変更点	電話相談につながりづらい若者が、悩みを抱えた際に適切に相談することができるよう効果的な相談窓口の普及啓発を行うとともに、若者が相談しやすいよう相談体制の整備を行います。							
事業の必要性と期待される効果	・本県の過去からの自殺者数の推移をみると、平成10年以降、依然高い状態が続いています。令和元年の自殺者数は前年度より17人減少の276人となっておりますが、自殺死亡率は15.9と全国（15.7）より高い状況にあり、引き続き対策が求められます。また、若者の自殺者数は横ばい状態が続いており、平成29年には40歳未満の自殺死亡率が14.8（全国12.4）となったことから特に若年層への取組が課題となっています。 ・コロナ禍における社会活動の自粛や在宅勤務・オンライン授業の推進等により、人とのつながりが希薄になるなか、今まで以上に孤立しやすい環境が続いています。特に若者は悩みを一人で抱え込みやすく、コロナ禍で孤立を深め、自殺リスクが高まる恐れがあります。 ・新型コロナウイルス感染症の流行拡大による生活環境の変化や経済状況の悪化は今後も継続すると考えられることから、新型コロナウイルス感染症がもたらした「新たな日常」において、人とのつながりが希薄になる中でも、自身のこころの健康に関心を持ち、悩み							

や不安を抱えたときに気軽に相談することができる体制を整えることで自殺の予防につながります。

取組詳細

取組概要	「いのち支える自殺対策」の理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、子ども・若者や中高年層、自殺未遂者支援や遺族支援等、対象を明確にした取組や、地域特性への対応、関係機関・民間団体との連携、人材の育成等の対策を実施します。さらにコロナ禍においても自身のこころの健康に関心を持ち、悩みや不安を抱えたときに気軽に相談することができるよう、ICTを活用した普及啓発や相談体制の整備を行います。
取組内容等	

地域自殺対策緊急強化事業費

「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づき、総合的な自殺対策を実施します。取組内容については、三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会、三重県自殺対策推進会議において報告し、進捗管理や評価を行います。

【第3次三重県自殺対策行動取組方針】

- ・対象を明確にした取組の実施
- ・地域の実情に応じた自殺対策の推進
- ・県民、職場、関係機関・民間団体、市町、県の役割を明確化し、連携した取組の推進
- ・自殺対策を担う人材の育成
- ・大規模災害時の被災者への支援対策
- ・相談窓口、自殺対策に関する情報提供

【主な取組内容】

- 1 各世代の課題に対する自殺対策（普及啓発、人材育成、相談体制整備等）
- 2 うつ病などの精神疾患対策
- 3 自殺未遂者支援（自殺未遂者支援向上研修会、アドバイザー派遣事業等）
- 4 ハイリスク者支援
- 5 がん患者・慢性疾患患者等に対する支援
- 6 遺族支援（自死遺族電話・面接相談、人材育成等）
- 7 地域特性に応じた自殺対策の推進（地域自殺・うつ対策ネットワーク組織等）
- 8 関係機関・民間団体との連携（関係機関・民間団体支援、ネットワーク会議等）
- 9 自殺対策を担う人材の育成（相談対応力向上研修会等の人材育成）
- 10 大規模災害時の被災者への支援（保健師や市町担当者等精神保健福祉関係者の人材育成等）
- 11 情報収集と提供（自殺統計データ等の情報収集及び提供）
- 12 ICTを活用したこころの健康づくり（自殺対策相談先を案内する検索連動型広告の実施）
- 13 つなごうプロジェクト～こころ・いのち・あした～（LINEを活用した自殺予防相談、若者と考える普及啓発事業）※
- 14 新型コロナウイルス感染症を踏まえた自殺対策（夜間・休日電話相談事業）

[実績等]

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度	単位
研修会参加者数	106	112	76	80	人
補助対象となる自殺対策事業実施市町数	18	18	25	25	市町

- [財源負担割合] 国 10/10、国 2/3 県 1/3、国 1/2 県 1/2 (一部福祉基金充当)
 [事業負担割合] 国 10/10、国 2/3 県 1/3、国 1/2 県 1/2、国 2/3 市町 1/3、国 1/2 市町 1/2
 [実施主体] 県・市町等
 [事業開始年度] 平成 21 年度

※令和 3 年度重点事業：つなごうプロジェクト～こころ・いのち・あした～（LINE を活用した自殺予防相談、若者と考える普及啓発事業） 20,470 千円（うち県費 10,235 千円）

<背景>

- ・令和 2 年の本県の自殺者数は 11 月までの累計 285 人で、前年同時期と比較し 34 人増加しています。また、11 月までの累計自殺者数のうち、40 歳未満の若年層は 77 人(27.0%)で、前年同時期の 52 人(20.7%)から 25 人増加していることから、若年層の自殺対策の強化を図る必要があります。

<事業内容>

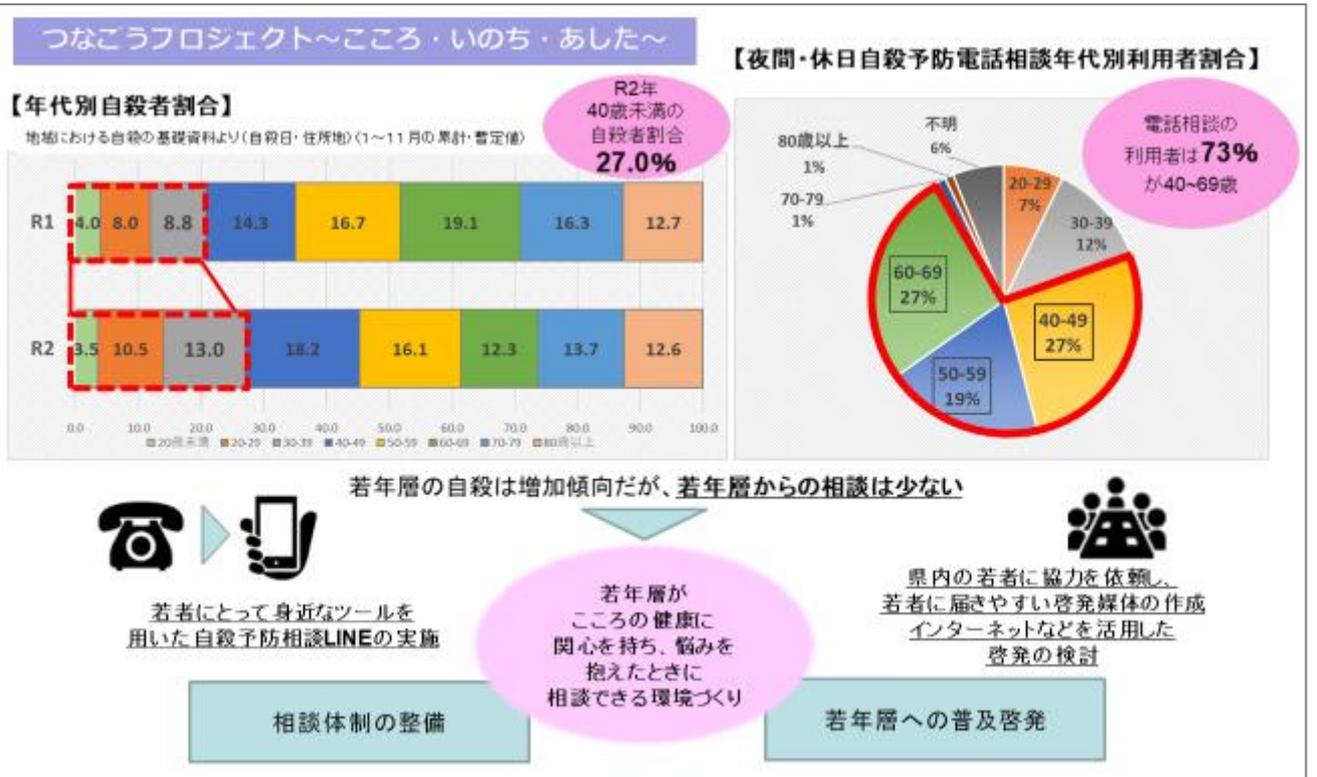
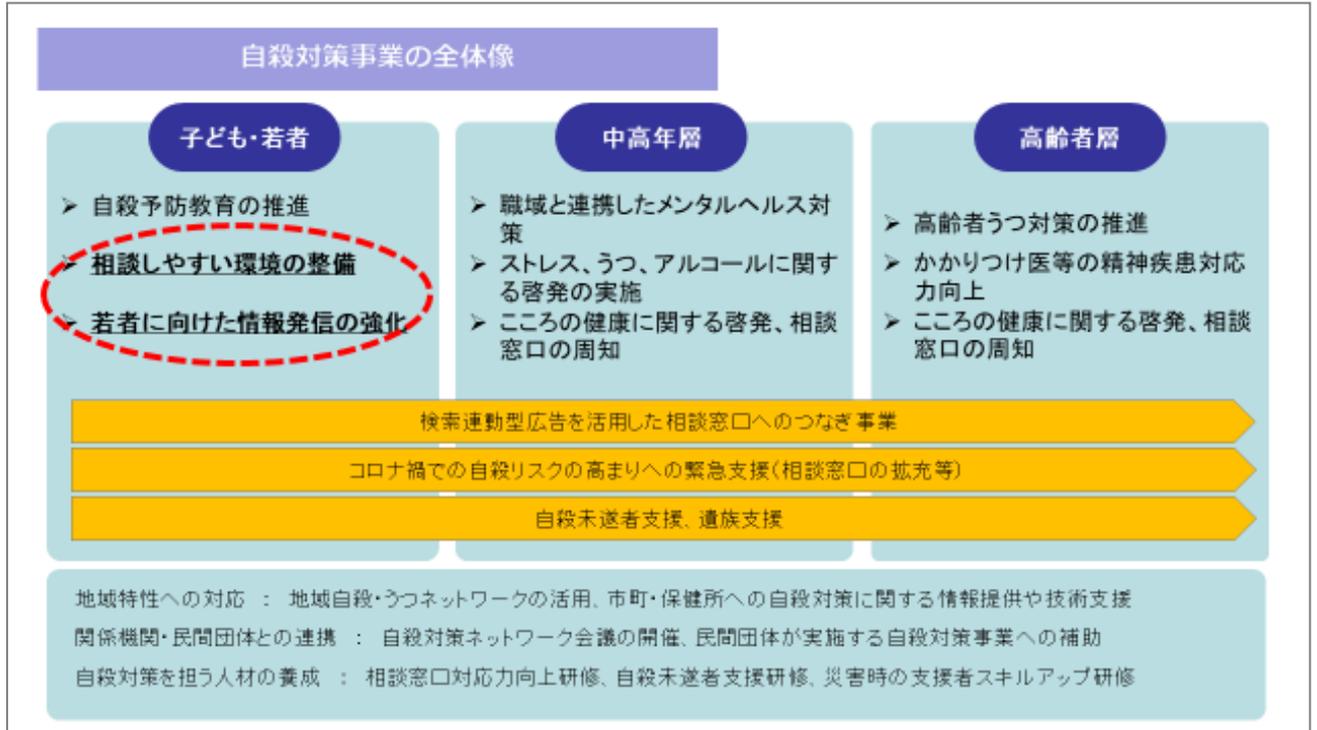
相談体制整備事業（県費 7,750 千円、国費 7,750 千円）

- ・コロナ禍における自殺者の増加を受け、夜間・休日自殺予防電話相談を新たに開始しましたが、40 歳未満の利用者は 19.4%にとどまり、特に 20 歳未満からの相談は 0 件でした。このことから、電話相談につながりづらい若年層がより気軽に相談できる体制整備が必要であるため、LINE を活用した相談事業を行います。

若者と考える普及啓発事業（県費 2,485 千円、国費 2,485 千円）

- ・相談体制を拡充し、悩みを抱えている若者が適切に支援につながることに加え、若年層が自身や周囲の人のこころの健康に関心を持ち、社会全体で自殺予防への意識を高める必要があります。新型コロナウイルス感染症がもたらした「新たな日常」において、人とのつながりが希薄になる中でも、若年層が自身のこころの健康に関心を持つことができるよう、県内の若者に協力を依頼し、自殺対策や相談窓口の普及啓発に関する検討会を立ち上げます。
- ・検討会では、若者のこころの健康や自殺予防への関心を高める動画を作成するとともに、インターネットなどを活用し広く周知を行います。また、「今、いのちをつなぐために（仮）」をテーマにしたキャンペーンを実施します。

【参考】



部局名:子ども・福祉部

令和3年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	ひきこもり対策事業費	7,573	1
2	生きづらさを抱える方の相談支援強化ICT推進事業費	13,998	5
3	子どもの育ちの推進事業費	7,555	9
4	子どもの貧困対策推進事業費	7,036	13
5	不妊相談・治療支援事業費	705,142	16
合 計		741,304	

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 地域福祉課

事業概要

細事業名	ひきこもり対策推進事業					区分	新規	
施策	131	地域福祉の推進						
基本事業	13102	生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり						
根拠 (法令等)	社会福祉法 三重県地域福祉支援計画							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	ひきこもりが大きな社会問題となる中、ひきこもり対策を総合的に推進し、側面支援と専門支援の両輪による支援の更なる強化を図っていきます。							
事業目標	ひきこもり状態にある方に対する支援体制の強化に向けて、側面支援と専門的支援が連動した地域における支援体制づくりを推進していくため、新たに、ひきこもりに特化した推進計画を策定します。							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p><u>ひきこもりが社会問題となっている背景として、それぞれの原因が不登校、障がい、受験や就労の失敗、人間関係など様々な課題に基づくとともに、少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの機能低下という社会状況の変化も加わり、地域社会が持つ課題解決力に頼ることもできず、「8050 問題」に代表されるように、より深刻化・長期化しているという実態があります。</u></p> <p><u>一方、ひきこもりの実態や支援ニーズ等が十分に把握できておらず、市町等における相談支援や居場所などの社会資源も不足している現状があります。</u></p> <p>このため、ひきこもりに特化した推進計画を策定し、ひきこもりに関する課題を全体的に捉え、重層的、包括的な取組や分野を超えた連携した取組を強化し、ひきこもり対策を総合的に推進していくことで、一人ひとりの不安に寄り添い、適切な支援が行き届き、誰も取り残されることなく、安心や生きがいを実感でき、多様性が尊重され包摂される地域社会が実現されます。</p>							

取組詳細

取組概要	ひきこもりが大きな社会問題となる中、ひきこもり対策を組織横断的に総合的な対策を推進していくため、外部有識者による検討委員会を設置し、ひきこもりの実態等を把握したうえで、ひきこもり対策の推進に関する新たな計画を策定します。
取組内容等	

【事業費：7,573千円（うち県費1,897千円）】

【取組内容】

ひきこもり総合支援を組織横断的に推進していくため、外部有識者による検討委員会を設置し、ひきこもり支援の推進に関する新たな計画を策定します。

また、計画の策定に向けて、ひきこもりの実態等を把握するための調査を実施します。

あわせて、ひきこもりに関する理解を深め、庁内外の推進体制の円滑な連携に資するため、県職員、市町職員、支援関係機関職員等を対象とした研修会を開催します。

- (1) 外部有識者による検討委員会の設置
- (2) 民生委員・児童委員による実態調査の実施
- (3) ひきこもりに関する研修会の開催
- (4) ひきこもりに関する推進計画の策定

実態把握、計画策定



【参考】令和3年度ひきこもり総合支援関連予算

1 総合的・計画的な推進

(単位：千円)

- (1) ひきこもり対策推進事業費(7,573) (子ども・福祉部)

外部有識者会議の設置、ひきこもり実態調査、推進計画の策定

- (2) 県総合支援のトップマネージャーの設置(0) (子ども・福祉部)

地域共生社会推進監設置による総合的な推進

市町多職種連携に向けたスーパーバイズ機能提供体制づくり、ネットワークづくり

2 相談支援体制の充実、人材育成の強化

- (1) 生きづらさを抱える方の相談支援強化 ICTI 推進事業費(13,998) (子ども・福祉部)

民生委員・児童委員活動支援のため、ICTを活用した効率的な相談体制モデル事業実施、居場所づくりの促進

(2) こころの健康センター指導事業費 (4, 128) (医療保健部)

ひきこもり支援センターによる当事者・家族の専門相談、地域の支援者の人材育成、ピアサポーター研修等の実施

(3) 生活困窮者自立支援事業費 (35, 333)、相談支援包括化推進等養成事業費 (4, 001)

(ともに子ども・福祉部)

生活困窮者への相談支援のためアウトリーチ支援員等の配置、市町等包括的推進員等の養成

(4) 地域資源コーディネート機能強化事業 (リンクワーカー養成事業) (1, 000) (医療保健部)

医療機関から支援機関へつなぐ試行的取組 (社会的処方) の実施

(5) 外国人住民の安全で安心な生活への支援事業 (13, 265) (環境生活部)

外国人住民の生活全般にわたる相談の一元的受け付け、医療通訳の人材育成

(6) 不登校対策推進事業費 (29, 797)、スクールカウンセラー等活用事業費 (362, 193)

(ともに教育委員会)

不登校対策として専門家による相談状況等のデータベース化のモデル事業の実施

スクールカウンセラーの設置

3 社会参加・就労支援の充実

(1) 子どもの貧困対策事業費 (7, 036) (子ども・福祉部)

地域資源を活用し、企業や民間団体、市町等との連携による子どもの居場所づくりの促進

(2) 農福連携「福」の広がり創出促進事業 (2, 141)、農福連携による若者等インターンシップ事業費 (3, 500)

(ともに農林水産部)

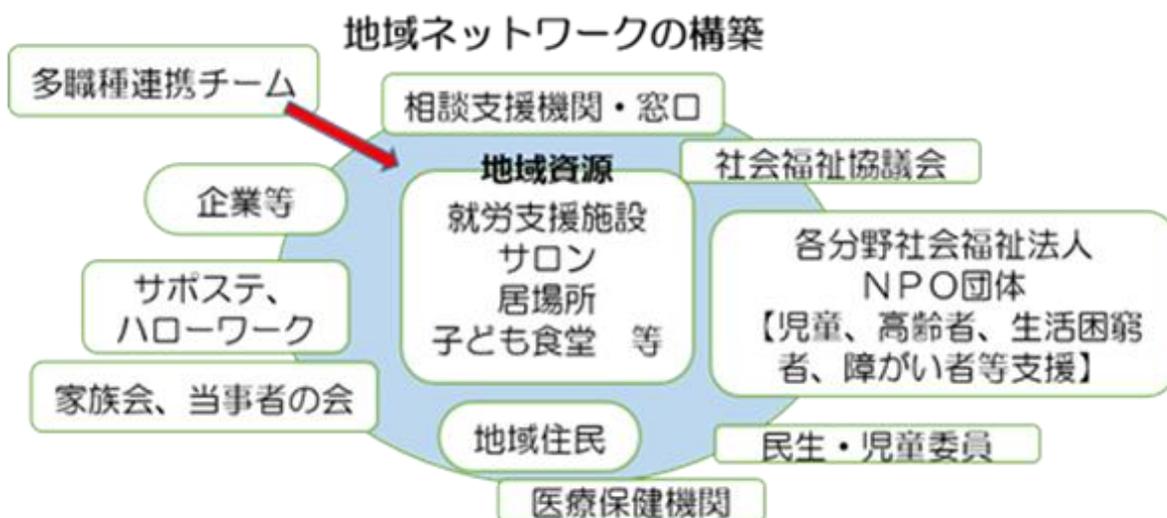
農福連携による就労支援策の充実

(3) 就職氷河期世代再チャレンジ応援緊急対策事業費 (21, 140) (雇用経済部)

就職氷河期世代の安定した就労に向け、相談から就職までの切れ目ない支援、就労体験や訓練の受入先企業の開拓



取組の充実により、様々な福祉課題への展開が可能に！



[財源負担割合] 県 1/4、国 3/4（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）

[事業負担割合] 県 10/10

[実施主体] 県

[事業開始年度] 令和 3 年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 地域福祉課

事業概要

細事業名	生きづらさを抱える方の相談支援強化 ICT 推進事業費					区分	新規	
施策	131	地域福祉の推進						
基本事業	13102	生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり						
根拠 (法令等)	社会福祉法 三重県地域福祉支援計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<p>民生委員等が連携する市町の包括的支援体制の構築をより一層進めるとともに、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応する「地域福祉のICT化」をめざすことによって、新型コロナウイルス感染症による影響を極力回避し、三重県地域福祉支援計画における基本理念「みんな広く包み込む地域社会 三重」の実現を図り、誰一人取り残されることなく安心や生きがいを実感できる社会をめざすことを目的とします。</p>							
事業目標	<p>ひきこもりなど生きづらさを抱える方の支援ニーズは複雑化・複合化しているため、民生委員をはじめ地域の多様な主体による支え合いとも連動しながら、断らない包括的な支援体制の整備を進められています。</p>							
前年度から の変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p>少子高齢化の進展や地域コミュニティの衰退に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の悪化や社会の閉塞感が進むことが想定され、それに伴い、生きづらさを抱える方がさらに増加することが懸念されています。同様に、「ソーシャルディスタンス」が必要とされる中で、社会的な孤立化や孤独死などが増加しかねない状況になっており、これまで以上に社会全体で支え合う体制づくりが必要とされています。</p> <p>このような状況において、日頃から住民の身近な場所で相談・援助活動をされている民生委員に対する期待や役割は、今後より一層大きくなっていくと想定されることから、民生委員活動への支援強化を行い、業務をより適正、確実かつ合理的、効率的にすることができ環境整備を進める必要があります。このほか、地域コミュニティの希薄化などに伴い、民生委員自身も地域や関係機関からのサポートが得にくく、これまで以上に関係機関とのネットワークを強化する必要があります。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた</u></p>							

方が増加することが懸念されることから、そのような方を支援するための核となる民生委員活動においても、「新しい生活様式」にも対応した方法であるオンライン上での支援活動を導入し、生きづらさを抱える方への支援を強化する必要があります。

さらに、生きづらさを抱える方等が、関係機関からの相談を経て、地域社会の中で暮らしていくために、様々な方々の協力により安心して過ごせるような「居場所」づくりが急務となっています。このような中、ひきこもりなど生きづらさを抱えた方などを地域社会の中で支えていく「居場所づくり」の取組が一部の市町で取り組まれているところであり、こうした取組の水平展開を図っていくことが必要です。

民生委員活動が活性化されることで、生きづらさを抱えた方の支援が地域全体に広がり、社会資源を活用した協創による新たな支援策の創出といった支援のサイクルの構築にもつながるとともに、ICT技術を活用した民生委員活動のサポートにより、業務の効率化はもとより、若い世代の方が民生委員活動に対する興味・関心を持つきっかけとなり、後継者不足の解消の一助となることが期待されます。

「居場所」に関する環境整備により、生きづらさを抱える方が社会とのつながりを実感でき、社会参加のきっかけになることも期待されます。

取組詳細

取組概要

民生委員と地区民生委員児童委員協議会（事務局）等の関係機関をネットワークで結ぶシステムを構築するとともに、地区民生委員児童委員協議会にタブレット端末を貸与し、民生委員とひきこもり状態の方や家族など、対面での接触が困難な方をオンラインで結ぶ環境を整備します。

さらに、生きづらさを抱える方の地域でのつながりと参加支援に向けて、市町における居場所づくりの取組を促進します。

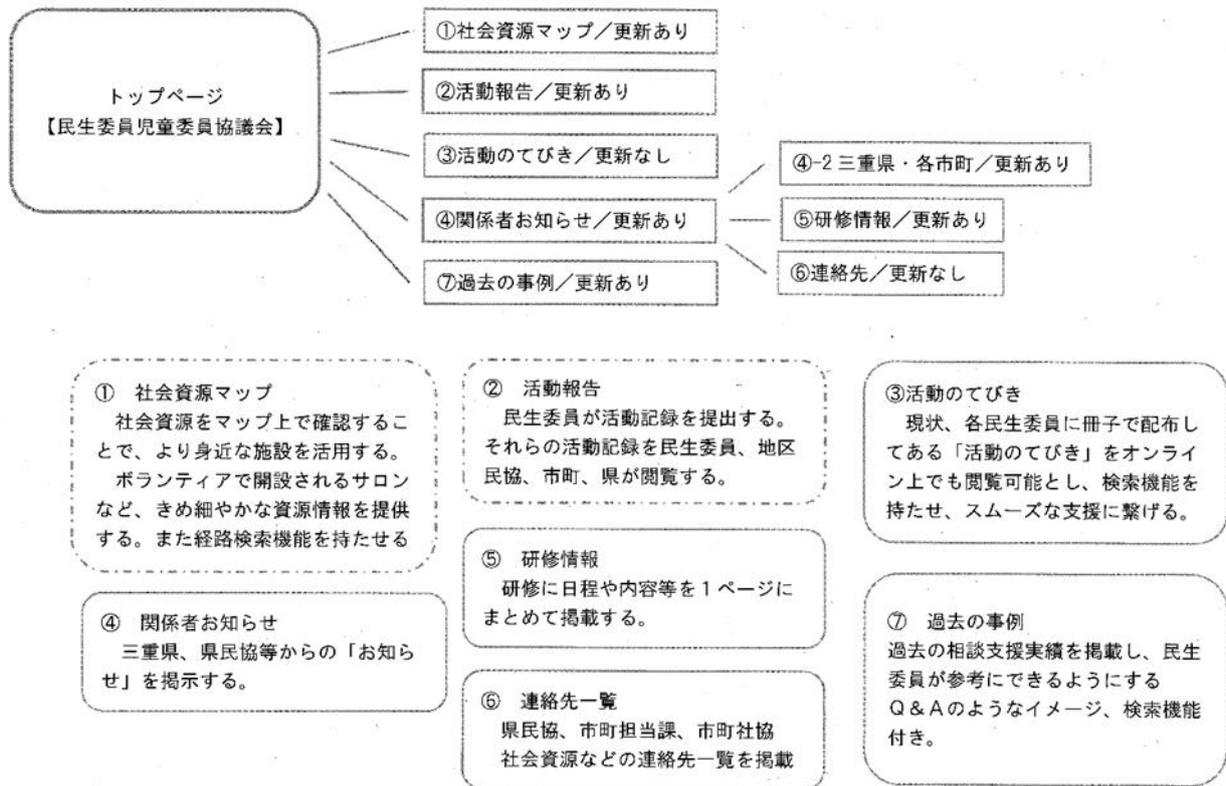
取組内容等

【取組内容】

1. 民生委員業務のICT化による新たなつながり構築事業 9,998千円（うち県費9,998千円）

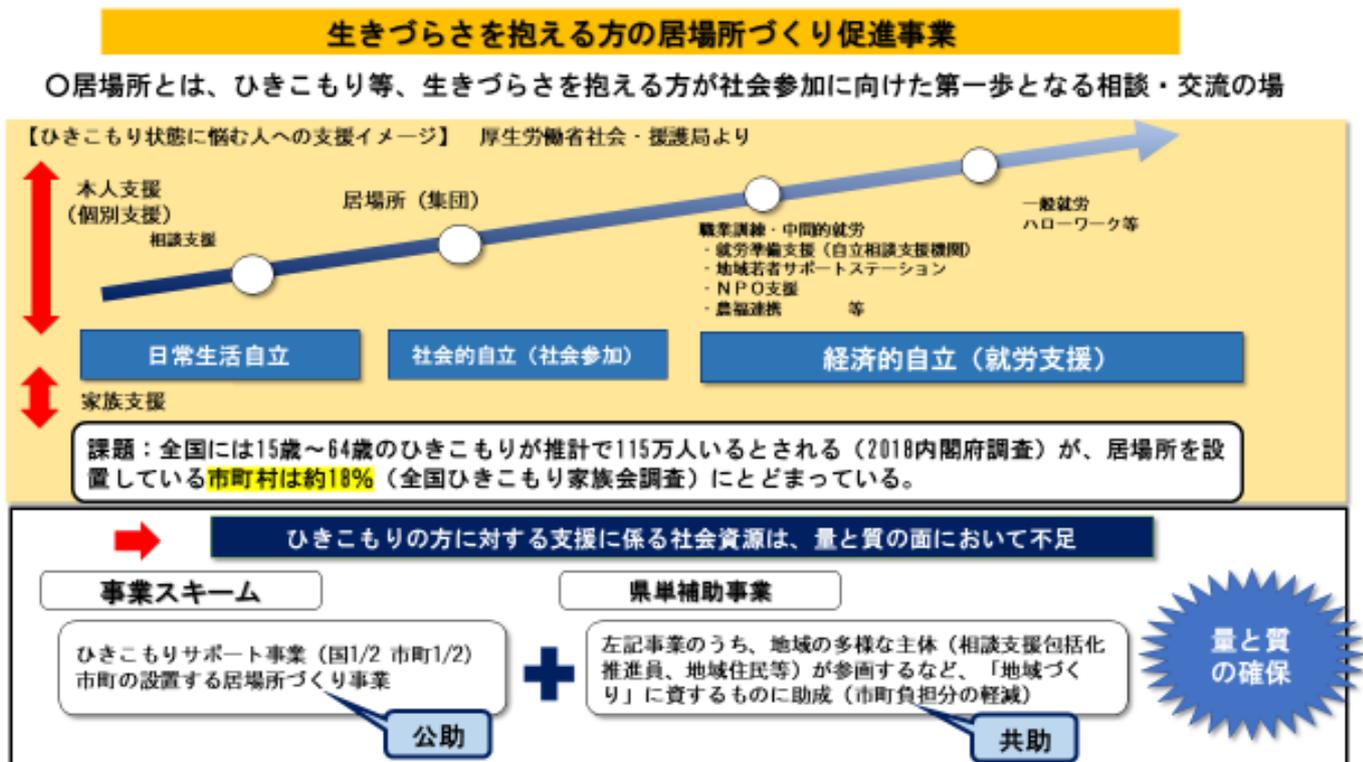
民生委員と地区民生委員児童委員協議会（事務局）等の関係機関をネットワークで結び、月々の「民生委員活動記録」の電子入力処理、電子化した「民生委員・児童委員活動のてびき」や過去の相談支援内容等、民生委員が活動する際に有効な情報を掲載するシステムを構築し、民生委員活動への支援を強化します。

また、地区民生委員児童委員協議会にタブレット端末を貸与し、民生委員とひきこもり状態の方や家族など、対面での接触が困難な方をオンラインで結ぶ環境を整備します。



2. 生きづらさを抱える方の居場所づくり促進事業 4,000千円（うち県費4,000千円）

誰もが気軽に集い、参加できる「居場所」づくりのため、市町が行う「居場所」づくりの事業で、多様な主体が参画を促し、誰もが気軽に参加できるような工夫がされている取組に対し、その経費の1/2を県が独自で補助します。



[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[実施主体] 県

[事業開始年度] 令和 3 年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 少子化対策課

事業概要

細事業名	子どもの育ちの推進事業費					区分	継続	
施策	231	県民の皆さんと進める少子化対策						
基本事業	23102	子どもの育ちを支える地域社会づくり						
根拠 (法令等)	三重県子ども条例							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額		13,567千円					
	決算額	12,332千円						
事業の目的	<p>三重県子ども条例の基本理念をふまえ、子どもに寄り添う電話相談を実施するとともに、子どもの育ちや子育て家庭を支える「次世代育成応援ネットワーク」等と協働して取り組むことで、子どもが豊かに育つことのできる地域づくりを進めます。</p> <p>「キッズ・モニター」を実施することで、子どもの意見を県政に生かします。</p>							
事業目標	「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数 125 団体							
前年度からの変更点	子ども条例 10 周年に合わせた取組を実施します。							
事業の必要性と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの様々な夢や思いの実現に向けて応援することで、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせることができます。 ・子ども専用の相談電話を設置することで、子どもの声を受け止め、解決に向けた方向性を探ることにより、悩みや不安を抱えた子どもを支えることができます。 ・キッズ・モニターアンケートは、子どもが意見を表明する機会を、恒常的かつ簡便に設けることができ、県政に子どもの視点を取り入れることができます。 ・次世代育成応援ネットワークの取組の一層の横展開を図るとともに、会員相互の活動支援の取組や「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催等を検討することにより、企業や団体などが連携して、子どもの育ち等を支える取組を進めることが期待できます。 ・子どもの権利について、子ども自身が学ぶことで、子どもの権利を尊重する社会の実現につながることを期待できます。 							

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none">・幅広く子どもたちの夢や希望を募り、優良事案の実現に向けて支援することで、子どもたちの豊かな育ちを育みます。・引き続き「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもに寄り添い不安を抱えた子どもの声を受け止めて、関係機関と連携しながら、子どもからの相談に対応します。・企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる社会づくりを進めるため、「みえの子ども応援プロジェクト」に取り組みます。・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員等による取組の更なる拡充を図るため、会員の取組状況の共有や会員の交流の場づくりを行います。・ネットワーク会員同士の交流・連携を深めながら、夢と希望をもって子どもたちが育つことができるようにみんなで力を合わせて応援するメッセージを込めた「子ども応援！わくわくフェスタ」等の開催を検討します。・子ども条例10周年に合わせ、子どもの権利について、子ども自身が学ぶ機会や意見を表明する機会を提供します。
取組内容等	

(1) 子ども条例推進事業

条例の趣旨を踏まえ、子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう主体的に取り組む様々な活動を支援するため、子どもの夢や思いを幅広く募集して審査を行い、その中でも優良な事案には実現に向けて支援を行う事業を実施します。

また、出前トークにより条例の主旨の普及啓発に取り組みます。

(2) 子ども専用相談電話事業

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

(3) 子ども施策総合推進事業

子どもの意見を県政に生かすため、e-モニター制度を使って、子どもたちから意見を集めます。

県内の小学校、中学校、高校の協力のもと、モニター募集チラシを配布して、モニター登録を呼びかけます。モニターの対象は小学校4年生から高校3年生とします。

(4) 家族の絆強化事業

みえ次世代育成応援ネットワークの会員による自主的な活動が進むよう、SNSを活用して会員相互の支援や会員が有するリソースの紹介につながる仕組みの構築を行います。また、構築した仕組みを活用して、例えば、企業会員が従業員を対象に開催する子どもの権利に関する学習会で団体会員が講演を行

ったり、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出することで、子どもの権利が尊重される社会の実現や子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりの取組につなげます。

また、会員企業や団体、大学などが協働し、家族や地域の絆が深まるとともに子どもが豊かに育つことができるような「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催を検討します。

(5) みえの子ども応援プロジェクト事業

「三重県子ども条例」や「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、地域の企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの育ちや子育て家庭を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的とした「みえの子ども応援プロジェクト」に取り組みます。

(6) デジタル技術を活用した子ども条例 10th anniversary 事業 7,555 千円（うち県費 7,555 千円）

子ども条例は平成 23 年 4 月 1 日の施行であり、令和 3 年度には施行 10 周年を迎えます。この間、イベント会場での周知や講演会の開催など、子ども条例を周知する取組、子どもの権利について県民が学ぶことのできる取組を実施してきました。しかしながら、e-モニター調査結果によれば、子ども条例の名前だけでも知っている県民が 30%前後で推移しており、認知度の低い状態が続いています。条例がめざしている「子どもの権利が尊重される社会」が実現されているとは言い難く、虐待やいじめなど子どもの権利を侵害する事案が多く発生し、県民意識調査によれば「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」が減少傾向にあります。また、子どもの権利について、子ども自身や県民が学ぶ機会、子どもが意見を表明する機会の提供にかかる取組が見えにくいとの指摘があります。

そこで、地域の大人や企業・団体等に働きかけることに加えて、これまで取り組んでこなかった小学校・保育園・幼稚園などの子どもを対象に、子ども自身が学ぶ機会、意見を表明する機会の提供に取り組みます。この取組により、子どもが周囲の友人や自分自身を大切にすることを自己肯定感を育むことにつなげるとともに、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざします。

具体的には、県内の全公立小学校に今年度末までに配布される 1 人 1 台タブレットを使って、学校の授業で活用できるワークシート付きリーフレットを、子ども・福祉部と県教育委員会の関係課で作成し、そのデジタルデータでの活用依頼を行うとともに、データ回収により子ども自身の意見の分析・把握を行います。シートの対象年齢は、条例の施行当時に誕生し、条例とともに生きてきた 10 歳（小学校 4 年生）を含む小学校の高学年とします。

さらに分析結果をふまえ、子ども自身の意見を反映した、子ども目線でわかりやすく楽しみながら子どもの権利について学べるツールを作成し、小学校にはデジタルコンテンツを配布し、タブレットでの活用を依頼します。

一方、就学前の子ども向けには、保育士等による読み聞かせに利用することのできる絵本（デジタル版・冊子版）を作成し、保育所・幼稚園等に配付します。就学前の子どもであっても、例えば令和元年度の県内の児童虐待対応相談件数 2,229 件の内 1,085 件が 6 歳以下の子どもを対象としたものであるなど、権利が侵害される事案も多く発生していることから、権利について学ぶ必要性は高いと考えています。

県内に就学前の子どもは約 8 万人、その約 66%にあたる約 53,000 人が保育所・幼稚園等に通ってお

り、こうした施設では絵本の読み聞かせが日常的に行われています。そういった場を活用することで、新たな場を創設することなく、学んでもらうことができるツールとして絵本は有用です。

絵本やデジタルコンテンツについては、QR コードを印刷するなどして、絵本をデータ化したものや子どもの権利について解説したページにつなぐようにし、保育士や保護者の理解を深めることにもつなげます。また、デジタル絵本の制作についても検討していきます。

さらに、例えば配布したツールや絵本の QR コードから LINE などを活用し、配布したツール、絵本について、教員や保育士等から感想や子どもたちの反応などの情報を集め、この取組の効果を計るなど、取組のあらゆる局面でデジタル技術を活用したものとしていきます。

また、データ化したコンテンツをみえ次世代育成応援ネットワーク会員企業・団体の従業員で子育て中の方に配付いただいたり、会員が開催する子どもの権利に関する学習会で活用いただくなどして、これまで子どもの育ちの応援に関わってこなかった人たちも含めて条例の趣旨を広く周知し、子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりにつなげていきます。

[実績等]

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	単位
1 キッズ・モニターアンケート実施数	9	8	7	6	8	回
2 こどもほっとダイヤル相談件数	1,148	875	1,425	848	1,642	件
3 わくわくフェスタ入場者数	6,500	8,500	6,000	4,000	6,000	人

- [財源負担割合] (1) 一部県費10/10、一部子ども基金プロジェクト10/10
 (2) 子ども基金10/10
 (3) 県費10/10
 (4) 一部子ども基金プロジェクト10/10、一部県費10/10
 (5) 子ども基金プロジェクト10/10 (6) 県費10/10

- [事業開始年度] (1) 平成21年度 (2) 平成23年度 (3) 平成29年度 (4) 平成17年度
 (5) 平成21年度 (6) 令和3年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		子どもの貧困対策推進事業費					区分	継続	
施策		233	子育て支援と幼児教育・保育の充実						
基本事業		23303	子どもの貧困対策の推進						
根拠 (法令等)		子どもの貧困対策の推進に関する法律 三重県子どもの貧困対策計画							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額		814千円						
	決算額	76千円							
事業の目的		子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。							
事業目標		(三重県子どもの貧困対策計画において数値目標を設定します。)							
前年度からの変更点		子どもや保護者が気兼ねなく集まることができ、食事や学習支援が受けられたり、孤立の解消などさまざまな機能を持った「居場所」の構築に取り組みます。							
事業の必要性と期待される効果		<p>「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、親への就労支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備に関係機関と連携し、総合的に取り組みます。</p> <p>特に身近な地域での支援体制の整備について、子ども食堂や無料の学習支援教室などの子どもが集まる場を活用し、そこがいろいろな団体等と連携してさまざまな活動が行われているという新たな価値を持たせることで、気兼ねなくより多くの人々が安心して集まることができる「居場所」となり、これまで見えなかった子どもや家庭の問題に気付くことが可能となることを期待できます。</p>							

取組概要	地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と連携を促進し、子ども食堂等とつなぎ合わせ、さまざまな支援機能を持った子どもを支える居場所づくりを推進します。また、市町、関係団体等で構成する子どもの貧困対策推進会議を開催し、貧困対策の好事例の収集や情報共有を通じて、子どもの貧困対策推進の機運を醸成し、計画の推進を図ります。
取組内容等	

○子どもの貧困対策推進事業

(1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策推進会議を開催し、貧困対策の好事例の収集や情報共有を行うことにより、市町、関係団体との連携を図ります。

ふるさと応援寄附金を原資として、三重県内において主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを支援する非営利団体等の活動を支援します。

- ・子ども食堂開設ハンドブックの増刷や活動の補助など

(2) 【重点】子どもの居場所を支える地域力強化事業 7,036千円（うち県費3,519千円）

県内各地において、子どもを支える子どもの居場所の構築を推進するため、以下の取組を行います。

①子どもの居場所の現状と課題、地域資源や地域シーズの把握

県内で運営・設置されている子ども食堂、学習支援教室などの子どもの居場所について、実態調査を実施し、地域における資源やシーズの把握に努めるとともに、地域ごとに居場所の団体の登録を行います。

②協力者の把握、新規開拓、顔の見える関係づくり、マッチング支援

①での結果をもとに、統一の課題や地域独自の課題を分析し、それぞれの課題解決等につながる協力者（団体、企業、NPO、県民個人等）（以下、サポーターという）を発掘し、サポーターとして登録を促進します。なお、全県共通の課題に対応できるサポーターや、その地域限定で課題対応できるサポーターなどを幅広く発掘します。

また、サポーターと情報交換し、顔の見える関係づくり、マッチング支援、持続的・安定的な地域の体制構築を行いつつ、貧困家庭や子どもを地域で支えていくための「子どもの居場所づくり」について、地域資源を活用したあり方等について、モデル地域を定めるなどしながら市町等と検討していきます。

なお、子ども食堂等からの相談にも随時対応することとします。

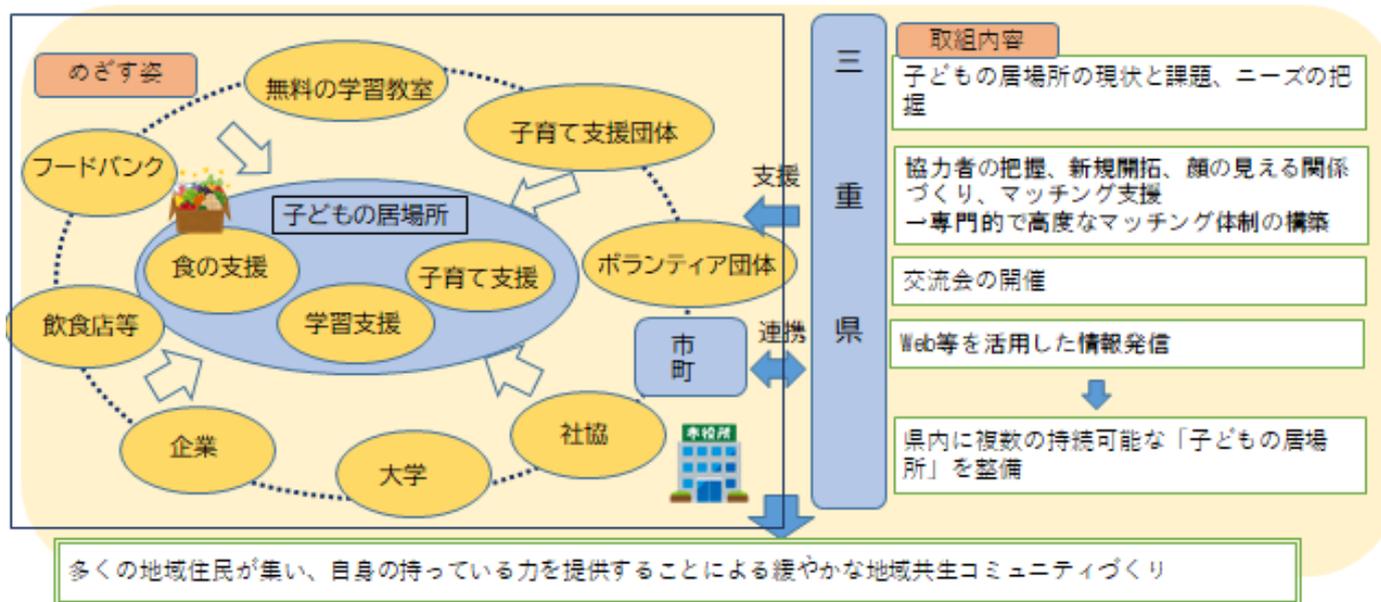
③交流会の開催

全県及び地域でのサポーター登録をふまえ、居場所とサポーターの顔が見える関係性づくりや地域ごとの取組の共有、思いを同じくする団体同士の関係づくりのための交流会等を実施します。

また、子どもの居場所が必要とする支援とサポーターが提供する支援とのマッチングや、サポーターが実施したい取組等と居場所とのマッチング、居場所の機能強化や多様な活動を行うためのマッチングなど、専門的で高度なマッチング体制の構築を検討します。

さらに、取組内容等について Web 等を活用して、情報発信することで、県民等に財政面等での支援を働きかけます。

こうした取組を通して将来的には、県内に複数の持続可能な「子どもの居場所」を整備することで、関係機関だけでなく、多くの地域住民が気軽に集い、自身の持っている力（勉強を教える、子どもと遊ぶ、スポーツ体験を行う、食材を持ち寄る）を提供し、緩やかな子どもを支える地域共生コミュニティづくりへの機運醸成につなげていきます。



[実績等] ー

[財源負担割合] 県 10/10 一部国 1/2 県 1/2

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成 28 年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		不妊相談・治療支援事業費					区分	一部新規
施策		232	結婚・妊娠・出産の支援					
基本事業		23203	不妊に悩む家族への支援					
根拠 (法令等)		母子保健等医療対策等支援事業実施要綱						
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額		461,364千円	千円				
	決算額	420,415千円						
事業の目的		「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援します。						
事業目標		不妊や不育症に悩む夫婦がより身近な地域で、より負担の少ない方法で悩みに寄り添った相談等の支援が受けられ、安心して治療が受けられることをめざします。また、働きながら不妊治療を受ける人が増加していることから、不妊治療と仕事の両立支援のための取組を進めます。あわせて小児、思春期・若年がん患者が、将来子どもを生み育てることを望んだ場合に、経済的な理由であきらめることなく希望をかなえられることをめざします。						
前年度からの変更点		不妊ピアサポーターを養成し、不妊に悩む夫婦に寄り添い、不安や悩みを傾聴することで、精神的負担の軽減を図ります。また、妊娠しやすいコンディション維持のため、生活習慣の改善や体調管理を支援する講習会等を開催します。						
事業の必要性と期待される効果		<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、人工授精や不育症についても、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられているとともに、精神的にも不安を抱えています。</p> <p>そこで、特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要があります。これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになります。</p> <p>また、不妊に悩む方は、治療を続けても子どもを持たないことの焦りや悲しみ、周囲との関係性、自己嫌悪など様々な思いを抱えて孤立してしまう方がいるため、今後は、より当事者目線での寄り添った支援が必要です。</p> <p>さらに、共働き夫婦が増えるなか、働きながら不妊治療を受ける人は増加傾向にありま</p>						

す。しかしながら、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、仕事と不妊治療の両立ができず、離職する場合も多く、企業に対して不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりの推進が必要です。

小児、思春期・若年がん患者の場合、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に未受精卵子、卵巣組織、精子又は胚（受精卵）等を凍結保存する妊孕性（生殖機能）温存治療が可能になっていますが、これらの治療は保険適用外であるため、経済的な理由から治療を諦めざるを得ない方もいます。若年がん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、妊孕性温存治療費用等について助成を行う必要があります。

取組詳細

取組概要

特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、不育症治療等に対する助成及び人工授精に対する助成を実施した市町に対して、費用の一部を補助します。

不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。また、ピアサポーターを養成し、より身近な地域で、不妊に悩む夫婦に寄り添い、不安や悩みを傾聴することで、精神的負担の軽減を図ります。また、妊娠しやすいコンディション維持のため、生活習慣の改善や体調管理を支援する講習会等を開催します。

不妊治療と仕事の両立支援に向けて、企業に対し、不妊治療への理解を深めるためのセミナーを開催するとともに、専門的な知識を持つアドバイザーを派遣して体制整備を図り、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

取組内容等

(1) 特定不妊治療費助成事業 667, 100 千円（うち県費 333, 550 千円）

出産を希望する夫婦を広く支援するため、不妊治療の保険適用までの間、国が所得制限の撤廃や助成額の拡充など助成措置を大幅に拡充することとしており、国の制度に対応して特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援します。

【特定不妊治療費助成事業の拡充内容】

- ①所得制限 夫婦合算所得 730 万円未満⇒撤廃
※法律婚と事実婚を区別せず、事実婚も対象
- ②助成額 1 回 15 万円（初回のみ 30 万円）⇒1 回 30 万円
治療内容 C、F 1 回 7.5 万円⇒1 回 10 万円
- ③助成回数 生涯で通算 6 回まで（40 歳以上 43 歳未満は 3 回）
⇒1 子ごと 6 回まで（40 歳以上 43 歳未満は 3 回）
- ④対象年齢 妻の年齢が 43 歳未満⇒変更せず
- ⑤拡充適用 令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した治療

注) 治療内容C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

治療内容F：採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため中止

(2) 特定不妊治療費助成金上乗せ事業 30,189千円(うち県費 30,189千円)

特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成のうち一部について上乗せ助成を行います。

国が出産を希望する夫婦を広く支援することとしており、県としても「希望がかなうみえ」をめざし、県単補助についても対象者を拡充するため所得制限を撤廃します。(以下(4)、(5)、(6)についても同様)

(3) 【新規】 不育症検査費用助成事業 2,007千円(うち県費 1,004千円)

研究段階にある不育症検査のうち、保険外併用の仕組みで実施するものを対象に、費用の一部を助成することで経済的負担を軽減します。

(4) 不育症治療費等助成事業 816千円(うち県費 816千円)

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

(5) 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 850千円(うち県費 850千円)

特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が、2人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられなくなるため、2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成することにより支援を行います。

(6) 一般不妊治療費助成事業 1,655千円(うち県費 1,655千円)

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられています。一部の市町では、人工授精にかかる費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

(7) がん患者の妊孕性温存治療費助成事業等

患者からの臨床情報等を収集し、妊よう性温存療法の研究を促進するため、小児・AYA世代のがん患者等に対する妊よう性温存療法に係る費用負担の軽減を図るため、がん治療開始前に妊よう性温存治療を受けた費用の一部を助成します。

また、県単補助で国の妊よう性温存治療法研究促進事業で助成された後の本人負担分の一部について上乗せ助成を行います。

(8) 不妊専門相談センター事業

- ・不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。

第1～5火曜日 10:00～16:00

※第1・3火曜日のみ 10:00～20:00

※祝日・年末年始除く

- ・不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、有識者による講演会等を開催します。

(9) 不妊治療と仕事との両立支援

- ・不妊治療と仕事との両立に向けて、企業向けセミナーの開催や不妊症サポーターの養成など企業の不妊治療への理解を深めるための取組を進めるとともに、アドバイザーを派遣して体制整備を図り、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

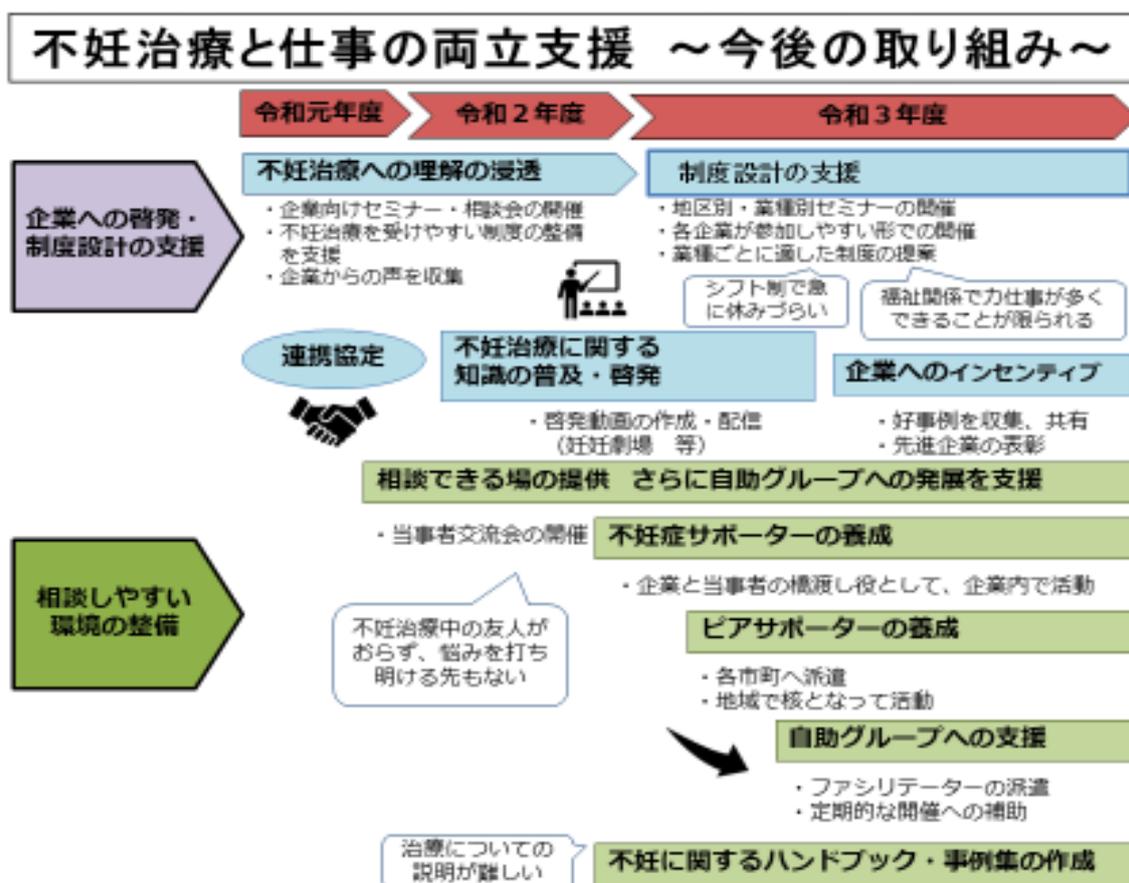
(10)【重点】不妊に悩む夫婦への寄り添い支援事業 2,525千円(うち県費2,525千円)

- ・不妊治療の経験者などを対象とした不妊ピアサポーターを養成し、不妊に悩む夫婦に寄り添い、不安や悩みを傾聴することで、精神的負担の軽減を図ります。また、市町等の窓口において、サポーターを派遣し、相談支援を実施します。さらに、新型コロナウイルス感染症などにより増大した不安やストレスにより、心と体の健康にとってマイナスに影響し、妊娠しやすいコンディションの維持が難しい状況になっていることが想定されるため、改めて生活習慣での改善点等、妊娠しやすいコンディションの維持に必要なことを講演会等の開催を通じて周知を行う。

ピアサポーター養成講座 年3回

ピアサポーター派遣 年30回

妊活講演会 年5回



(11) 【みんつく】職場における不妊治療応援プロジェクト

- 企業における不妊治療への理解促進や不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業の管理職及び従業員を対象に、企業向けセミナーを実施。また、企業内での制度設計や普及啓発の支援を行うため、県内企業に対して、専門的な知識を持つアドバイザーを派遣します。さらに、企業向けの不妊に関するハンドブックを作成・周知します。

[実績等]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
相談件数	248	232	165	114	138	件
助成件数	2,708	2,149	2,382	2,342	2,295	件

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1)(3)(7)
 県 10/10 (2)(4)(5)(6)(8)(9)(10)